

基本目的 6 市民が自立して生活できる

行動目標 6-2 市民が経済的支援を受け、自立した生活を送れる

(所管課名 保健福祉部保護課)

任務

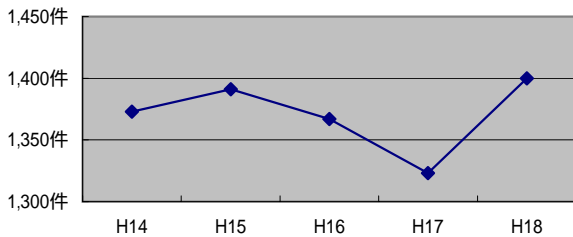
適正な保護を実施する

任務の成果・活動指標の推移

生活支援相談件数

H14実績	1373
H15実績	1391
H16実績	1367
H17実績	1323
H18目標	1400

生活支援相談件数



(参考) 生活保護世帯数・人員・保護開始件数

年度実績	世帯数	人員	相談件数	開始件数
H8実績	963世帯	1,350人	574件	202件
H9実績	1,004世帯	1,397人	586件	199件
H10実績	1,051世帯	1,476人	629件	240件
H11実績	1,133世帯	1,584人	714件	255件
H12実績	1,241世帯	1,800人	1,007件	300件
H13実績	1,379世帯	2,017人	1,249件	360件
H14実績	1,541世帯	2,256人	1,373件	365件
H15実績	1,666世帯	2,428人	1,391件	370件
H16実績	1,741世帯	2,527人	1,367件	349件
H17実績	1,828世帯	2,654人	1,323件	316件

指標の説明

高齢、傷病、障害、離別などの原因で生活困窮に陥っている市民の相談に対応する「生活支援相談」の相談件数を掲げた。

任務に対する評価

これまでの取組と成果、手段の妥当性

平成16～17年度

経済、雇用・労働情勢、高齢化、家族意識の変化などの社会情勢の変化を背景にして、近年、生活困窮に関する相談件数が急増している(過去10年間の相談件数の推移参照)。これを適切に受け止め効果的に支援するために専門相談機能の整備を行った。

平成16年度は、社会福祉制度など社会保障制度全般について、専門的に相談対応できる生活支援専門相談員を新規に設置した。

実績として、平成16年度は1367件の相談を受け、この内1018件に利用可能な社会資源の紹介など専門的アドバイスを行うとともに、349件に対して適正に生活保護の適用を開始することができた。平成17年度は、相談受付件数は1323件で、内1007件に専門的アドバイスを行い、316件に生活保護を開始した。

平成17年度は、就労阻害要因がない(又は乏しい)にもかかわらず就職できずにいる生活困窮者(被生活保護者)に対して、就労を開始するための支援を行う就労支援相談を試行的に実施。

実績として、対象者91名に対して相談支援を行い、その結果32名が就労を開始することができた。

平成18年度

生活支援相談事業は、専門職員1名を雇用するとともに、それを補充するために熟練したケースワーカー(正職)1名を兼務で相談業務に就けて支援を実施する。

就労支援は、前年度の試行において大きな成果が得られたので、正式に就労支援専門員を設置し、被生活保護者を中心に就労に関する相談支援の取り組みを実施する。

これからの課題、施策等展開の方向性

生活保護ケースワーカー数が国の基準に比べ7人の不足となっているため、実施体制の整備を図りたい。

生活支援相談件数は、過去10年間で急激に増加し、最近の数年間では1300件台で推移している。現在は専門職員1名と兼務職員1名の体制で実施しているが、体制充実のため、専門職員2名体制を検討する。

就労支援相談の有効性は試行実施により実証されたため、就労支援員の複数配置を検討する。